

平戸市農業委員会第10回総会議事録

■開催日時：令和2年1月27日（月）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所3階大会議室

■農業委員：19人中16人出席 欠席委員：14.15.18番

■推進委員：18人中9人出席 欠席委員：1.4.5.6.8.10.16.17.18番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任主事

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第53号 平戸市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号 非農地通知申出について

議案第57号 第10回農用地利用集積計画(案)について

議案第58号 第10回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第59号 第9回農用地利用配分計画(案)に対する意見決定の取り消しについて

議案第60号 第10回農用地利用集積計画(案)について(追加)

議案第61号 第10回農用地利用配分計画(案)に対する意見について(追加)

報告第17号 農地法第3条の規定による許可申請に係る訂正について

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第10回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>今年初めての委員さんもおられますので、改めまして、委員の皆様、新年あけましておめでとうございます。昨年中、皆様には、「農業委員、農地利用活性化推進委員」として、農業委員会の各種活動にご尽力・ご活躍いただき大変有難うございました。今年も昨年度と同様に、ご尽力ご活躍いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日から2日間、先進地視察研修となっておりますが、悪天候により大島フェリーが欠航となり、大島の委員3名が不参加ということになり大変残念に思っております。視察につきましては、総会后予定通り実施したいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>さて本日の議題は、議案7件・報告2件であります。委員皆様の慎重審議、闊達なご意見をいただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、会長あいさつにもありました通り、大島地区の委員さん3名の追加欠席もあったことから、農業委員14.15.18番委員、次に推進委員1.4.5.6.8.10.16.17.18番委員、合計12名の委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p>

会長	<p>それでは、議事録署名委員に 16 番、17 番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第 3 を終わります。</p>
会長	<p><b>■日程第 4 会務報告</b></p> <p>次に日程第 4、1 月の会務報告及び 2 月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは 1 月の主な会務報告をいたします。(1 月会務報告を報告) 次に 2 月の行事予定を申し上げます。(2 月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>会務報告が終了しました。本日は、総会後に黒田市長への意見書提出が予定されています。ご同行いただく川村副会長、各地区代表委員のみなさまよろしく申し上げます。</p> <p>それでは次回、2 月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を 2 月 26 日(水曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、市役所 3 階大会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を 2 月 26 日(水曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、市役所 3 階大会議室において行うことといたします。</p>
事務局	<p><b>■日程第 5 議事</b></p> <p>《議案第 53 号 平戸市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について》</p> <p>次に、議案第 53 号「平戸市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」について、事務局からの提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2 - 1 ページをお願いします。議案第 53 号「平戸市農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」について説明いたします。</p> <p>本議案につきましては、令和元年 12 月 11 日付け元会議所発第 540 号において全国農業会議所から「「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応について」、次に、令和元年 12 月 18 日付け 1 長農議第 161 号、長崎県農業会議からの「「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応について」の 2 つの通知が出ており、その主な内容は管内すべての農業委員会での決議の実施要請でありましたので、その通知文書添付の決議案を参考に、本決議案を作成しましたので、平戸市農業委員会の採択をお願いするものであります。</p>

事務局	<p>内容につきましては、事前送付させていただいておりますので省略いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。議案第 53 号について、原案のとおり決議することで、皆さん、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 53 号を原案のとおり決議を採択することとしました。委員各位におかれましては、今回の決議にのっとり、これまでと同様に、法令順守、及び綱紀粛正に努めていただきますようお願い申し上げます。</p>
	<p><b>《議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</b></p> <p>次に、議案第 54 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 3 - 1 ページをお願いします</p> <p>整理番号 1 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は田 1,460 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 1,818 m<sup>2</sup>、自作で、譲受人の現在の耕作面積、13,731 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積 12,519 m<sup>2</sup>になり、下限面積 50a をクリアしています。事由としては、経営効率化のため所有権移転を交換で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は田 3,030 m<sup>2</sup>、自作で、譲受人の現在の耕作面積、18,632 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積 19,844 m<sup>2</sup>になり、下限面積 50a をクリアしています。事由としては、経営効率化のため所有権移転を交換で行ないます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
6 番委員	<p>説明はわかりませんが、現況がわかる映像や資料がないと判断が出来かねますが、事務局は対応できませんか。</p>

事務局	<p>今回、スライド等を用意していませんでした。次回から用意します。申し訳ありませんでした。</p>
会長	<p>では、次回から事務局は現況がわかる資料等を用意して総会に臨んでください。他にありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 54 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 54 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p><b>《議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</b> 次に、議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4 - 1 ページをお願いします。整理番号 1 番、譲渡人、譲受人については、記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑、228 m<sup>2</sup>、用途は農業用施設用地、農地種別は農振農用地、事由としましては、農業用倉庫建設のため、契約については所有権を売買で行ないます。</p> <p>備考欄に記載しておりますが、この案件は、許可を得ることなく、平成 23 年頃に農業用倉庫を建設されておりました。このことから、まず、10 月に農業振興地域内の農振農用地の用途区分を変更する手続きを行ない、農振農用地の用途変更後、簡易手続き相当の違反案件ということで、長崎県農地転用事務指針第 4 の 1 の(3)該当し、その中の「①転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なもの」に該当するため、備考欄に記載しておりますが、県の追認許可が出ております。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 55 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 55 号を原案のとおり決定いたします。
	<p>《議案第 56 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 56 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5 - 1 ページをお願いします。整理番号 1 番、申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地地目は畑で、102 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 138 m<sup>2</sup>、現況としましては、山林原野化している状態でした。簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。
11 番委員	<p>議案 56 号 整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 1 月 15 日午後 3 時頃から、南部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、前津吉の街中から、かなり入り込んだ山の中にあり、途中までは車両で行くことはできましたが、倒木や落石により通行が困難な場所にあり、また、スライドで見て頂いたとおり、申請農地への進入路もなく、従前より耕作されておらず山林原野化している状態でした。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 56 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 56 号について、原案のとおり決定いたします。

<p>会長</p>	<p>《議案第 57 号 第 10 回農用地利用集積計画(案) について》</p> <p>次に、議案第 57 号「第 10 回農用地利用集積計画(案)」について、議事参与の関係で、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p> <p>まず、6 の 3 ページの整理番号 11 番、6 の 21 ページの整理番号 107 番から 113 番を除いた分について事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 議案の説明は 6 ページになります。6-1 ページをお願いします。利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目は田、面積 214 m<sup>2</sup>外 5 筆、合計 2,987 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 2 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>計、新規 2 件 7 筆、面積 7,007 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>続きまして、6-2 ページをお願いします。利用権設定各筆明細は、農地中間管理事業による賃借権になります。なお、今回から、様式を一部変更しており、一番左に記載がある方が農地を借りる方、また中央の農地バンクに利用権を設定する方が、農地を貸し出す方となりますのでその内容で説明いたします。</p> <p>6 - 2 ページ 整理番号 3 番、利用権設定各筆明細は、農地中間管理事業による賃借権になります。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目は田、面積 506 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 2,254 m<sup>2</sup> 設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 3 番については以上のとおりです。</p> <p>整理番号 4 番から 6-3 ページ整理番号 10 番までについてはご一読下さい。小計 8 件、17 筆、面積 19,125 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>整理番号 3 番から 10 番については以上のとおりです。</p> <p>続きまして、6-4 ページをお願いします。利用権設定各筆明細は、農地中間管理事業による使用賃借権になります。</p> <p>整理番号 12 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地地目は田、面積 2,991 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 13 番から 6 -21 ページ整理番号 106 番についてはご一読をお願いします。小計新規 95 件 326 筆、面積 332,627 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>整理番号 1 番から 10 番まで、また整理番号 12 番から 106 番までの説明については以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手を願います。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 同議案のうち、整理番号 11 番、整理番号 107 番から 113 番を除いた番号の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、同議案のうち、整理番号 11 番、整理番号 107 番から 113 番を除いた番号の案件について、原案のとおり決定いたします。 次に、同議案の 6 の 21 ページ、整理番号 107 番を議題とします。 この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、農地利用最適化推進委員 13 番委員の退席を求めます。 (13 番委員退席)</p> <p>それでは、同議案、6 の 21 ページ、整理番号 107 番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 6-21 ページをお願いします。整理番号 107 番について説明いたします。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については記載のとおりです。 利用権を設定する土地地目は田、面積 990 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 107 番の説明については以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 同議案、整理番号 107 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、同議案、整理番号 107 番について、原案のとおり決定いたします。それでは、推進委員 13 番委員の入場を求めます。 (13 番委員の入場)</p>

<p>会長</p>	<p>次に、同議案の6の3ページの整理番号11番、6の21ページの整理番号108番から113番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」の規定に基づき、農業委員1番委員の退席を求めます。</p> <p>(1番委員の退席)</p> <p>それでは、6の3ページの整理番号11番、6の21ページの整理番号108番から113番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書6-3ページをお願いします。整理番号11番について説明いたします。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目は田、面積394㎡外6筆、合計3717㎡設定する利用権については、記載のとおりです。小計、新規1件、7筆、面積、3,717㎡、賃借権の合計は、新規9件、24筆、22,842㎡となります。</p> <p>つづきまして、6-21ページをお願いします。整理番号108番から113番について説明いたします。整理番号108番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目は田、面積1058㎡外1筆、合計1,777㎡設定する利用権については記載のとおりです。小計が新規6件、15筆面積20,653㎡、使用貸借権の合計は、新規102件、筆数341筆、面積合計が354,270㎡となります。</p> <p>整理番号108番から113番について説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>同議案の6の3ページの整理番号11番、6の21ページの整理番号108番から6の22ページの113番まで7件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、同議案6の3ページの整理番号11番、6の21ページの整理番号108番から6の22ページの113番まで7件について原案のとおり決定いたします。農業委員1番委員の入場を求めます。</p> <p>(1番委員の入場)</p>

<p>会長</p>	<p>《議案第 58 号 第 10 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》 次に、議案第 58 号「第 10 回農用地利用配分計画（案）に対する意見」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明は 7 ページになります。議案書 7-1 ページをお願いします。設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる貸借権になります。</p> <p>整理番号 1 番、貸付人及び借受人については、記載のとおりです。利用権を設定する土地地目は田、面積 5,340 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番については、ご一読をお願いします。合計、新規 2 件 5 筆、面積 10,285 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>つづきまして、7-2 ページをお願いします。設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 3 番、貸付人及び借受人については、記載のとおりです。利用権を設定する土地地目は田、面積 1,673 m<sup>2</sup>外 7 筆、合計 6,194 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 4 から、7-3 ページ整理番号 6 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計、新規 4 件 26 筆、面積 28,575 m<sup>2</sup>となります。配分計画の説明は以上になります、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 58 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 58 号を原案のとおりとする意見を平戸市に報告することといたします。</p> <p>《議案第 59 号 第 9 回農用地利用配分計画に対する意見決定の取り消しについて》 次に、議案第 59 号「第 9 回農用地利用配分計画に対する意見決定の取り消し」について、事務局の報告説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書 8 - 1 ページをお願いします。第 9 回配分計画の取消しにかかる経緯を説明いたします。</p> <p>内容としましては、8 - 1 ページの配分計画の内容について、12 月総会時において議案として提出し意見の決定をいただいておりますが、事務局の不手際により議案提出できない議案を提出しております。このことから、第 9 回配分計画を取り下げるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。大変申し訳ありませんでした。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 59 号について、意見の取り下げを承認することで、皆さん、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 59 号について原案のとおりとし、12 月総会議案第 59 号の意見決定を取り下げるものといたします。</p>
会長	<p>以上で、事前送付した議案は審議が終了しましたが、事務局より追加議案の提案があるとのことですので、まず、事務局は議案を配布してください。</p> <p>(追加議案の配布)</p> <p><b>《議案第 60 号 第 10 回農用地利用集積計画(案)について(追加)》</b>  <b>《議案第 61 号 第 10 回農用地利用配分計画(案)について(追加)》</b></p> <p>それでは、農業委員会会議規則第 15 条「動議」の規定に基づき、追加で 2 議案提出されましたので、事務局はその経緯を説明してください。</p>
事務局	<p>経緯を説明いたします。先の議案第 59 号第 9 回配分計画の意見の取り消しの案件に関連しますが、本来、前月 12 月総会において当該案件にかかる集積計画議案をセットで上程し承認をいただくべきものを、先ほども申し上げましたが事務局の不手際で、配分計画案のみを上程し委員会の意見の決定を受けてしまいました。</p> <p>今回の誤りの発見については、総会後に農林課担当者から議案データのやり取りの際に、集積計画が漏れていたことに気付いたとのことでした。</p>

事務局	<p>このことから、長崎県農業振興公社に当該案件の処理手順を確認したところ、「配分計画の案件は、必ず集積計画の承認後に意見の決定を受けるもの」との指導がありました。このことから、今回の手続きを取らせていただいたところであります。</p> <p>今回の議案提出につきましては、単純なチェック漏れが要因であり、委員会の審議を煩わせてしまい本当に申し訳ございません。</p> <p>今後は農林課との協議とチェックをしっかりと行い、このような人的ミスが減らしていくよう努めてまいります。</p>
会長	<p>事務局から経緯の説明がありました。経緯説明に対する委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑がありませんので、農業委員会会議規則第 15 条の規定に基づき、第 60 号、61 号議案を追加議題することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(2 名以上の挙手有り)</p> <p>賛成委員 2 名以上となりましたので、農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議案第 60 号、61 号を審議することといたします。</p> <p>それでは、議案 60 号、61 号は関連しますので、事務局は議案の一括説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 60 号「第 10 回農用地利用集積計画案(追加)」について、説明いたします。追加した議案書の 11-1 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による使用貸借権になります。整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目は畑、面積 1397 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 3,180 m<sup>2</sup> 設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>計、新規 1 件 2 筆、面積 3,180 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>次に、議案第 61 号「第 10 回農用地利用配分計画案(追加)」について説明いたします。追加した議案書の 12-1 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による使用貸借権になります。整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目は畑、面積 1397 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 3,180 m<sup>2</sup> 設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>計、新規 1 件 2 筆、面積 3,180 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

会長	ただいま、事務局から説明が終わりましたので、これより2議案を一括して質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。
4番委員	なぜ、議案第59号で一旦取り下げなければならなかったのか。その理由がわからない。その点をもう一度説明を。単なる訂正手続きでよかったのではないですか？
事務局	今回の追加議案の手続き根拠としましては、議案承認の案件を訂正する規定が現在の会議規則にないため、前回の議案承認を取り消す議案を提案し、承認により議案案件の廃止後に、経過説明し会議規則第15条による動議により議案追加の可否の決定、会議規則第16条による追加議案の提案という形をとらせていただきました。
4番委員	わかりました。
会長	他に質疑はありませんか。
7番委員	先ほどの質疑に関連しますが、集積計画、配分計画については、集積承認後かまたは同時に議案提案する決まりだとのことですが、委員の皆さんは議案が同時期なら審査できますが、集積が前回、配分が次回となるとチェックができない状況です。相関関係がわかる表示を備考欄に示すなどの方法が必要ではありませんか。
会長	事務局、答弁を。
事務局	次回の配分計画議案からご指摘いただいた部分を反映し、議案作成するようにいたします。ご指摘ありがとうございます。
7番委員	お願いします。
会長	他に質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第60.61号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第60.61号について原案のとおり承認することといたします。 今回の追加議案にかかる一連について原案承認しましたが、今回の案件は、12月総会議案の最終チェックを怠っていたこと、12月総会

<p>会長</p>	<p>で訂正した箇所以外にも見落とした箇所があり、今回の追加議案の提出となりました。</p> <p>単純なミスとはいえ、議案書の確認作業が不十分で2度も同じミスをしたこととなります。チェック作業が安易であり、このような連続したミスは、行政の信用を落とす結果となります。</p> <p>今回のことを十分反省していただき、事務局長をはじめ職員の皆さんは、細心の注意を払って業務を行ってください。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>《 報告第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請にかかる訂正について 》</p> <p>次に、「報告 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請にかかる訂正」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 9 ページをお願いします。本案件は、令和元年 12 月 9 日付けで農地法第 3 条の規定による許可申請を受理し、12 月 26 日総会の議案第 47 号につきまして審議決定いただき、申請者に同日付けで許可指令書を発行いたしました。</p> <p>その後、申請者から「申請書内容に誤りがあり訂正したい」との申し出があり、「農地法第 3 条関係事務処理要領準則」に基づき、許可書の内容訂正手続きが完了したことから報告するものであります。</p> <p>それでは、議案書 9 - 1 ページをお願いします。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地等の訂正はありません。</p> <p>訂正箇所は備考欄に記載しておりますが、許可申請書において契約に関する事項が「所有権売買」となっていましたが、元々は、「所有権贈与」と記載すべきであったため、先ほど申しあげました準則に基づき、許可書の訂正手続きを報告するものであります。</p> <p>以上で報告説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第 17 号を終わります。</p> <p>《報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について 》</p> <p>次に、「報告 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 10 - 1 ページをお願いします。</p> <p>貸人、借人は記載のとおりです。貸借農地地目は畑、面積 953 m<sup>2</sup>外</p>

事務局	<p>1 筆、計 1,342 m<sup>2</sup>、契約内容については備考欄のとおりです。</p> <p>なお、解約理由につきましては、中間管理事業へと変更を行うための解約となります。報告第 18 号の説明については以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
6 番委員	<p>以前も質問しましたが、議案と報告の順番についてですが、現在は「議案、報告の順」で議事が進められていますが、報告 18 号の内容は「土地の解約」であり、その後にかかる案件の集積計画案審議が時系列上正しい順であり、以前の「報告、議案の順」が良いのではないですか。</p>
事務局	<p>議事の進行順につきましては、9 月総会で提案し「議案、報告の順」についてご了解いただき、10 月総会から実施しています。</p> <p>議事順の根拠は、議案は農地法の規定に基づく審議事項であり、重要度が高いことから報告事案より先に審議するといたしました。</p> <p>今回の報告案件につきましても、法令上に「土地解約の手続き」の可否審議の規定がなく、手続き業務も完了していることから専決報告として取り扱っており、議事順に問題はないと考えております。</p> <p>議事順の明確な規定がなく行政通例を根拠としていますので、委員のご指摘を踏まえ、審議順を規定する国・県要領等を再調査し、次回回答させていただきます。</p>
6 番委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第 18 号を終わります。</p> <p><b>■ 日程第 6 閉会</b></p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長</p>

会長

の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。

閉会時刻：10 時 30 分

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人

16 番委員 \_\_\_\_\_ 印

17 番委員 \_\_\_\_\_ 印

■農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
平戸北部	19	丸田保
	2	岡村勝彦
	17	福田延之
	3	阿部榮
	10	柘屋可恵
平戸中部	5	本山勝茂
	18	永田守
	9	前川一夫
平戸南部	16	大山光敏
	11	青崎日出男
	13	山下忠平
生月地区	7	谷本雅嗣
	8	川村政幸
	1	蜜山隆満
田平地区	6	松本一郎
	4	小川隆友
	12	大山荒助
大島地区	15	藤沢和正
	14	松山浩幸

■最適化推進委員名簿

地区	番号	氏名
平戸北部	1	赤木重夫
	2	前原正行
	3	山口隆徳
	4	川口政基
平戸中部	5	松尾正幸
	6	濱崎保久
	7	永田順三
平戸南部	8	川口達次
	9	野元義和
	10	宮田克幸
生月地区	11	松本浩
	12	吉村和好
	13	富岡敏
田平地区	14	中村正利
	15	村尾昌彦
	16	森健雄
大島地区	17	山村茂巳
	18	末吉清彦